

(1) 国営中海土地改良事業関係の経緯

H26.5 島根県農林水産部農地整備課

和暦	月	事柄
昭和3年		○大橋川の掘削と川幅拡張工事で中海の海水が宍道湖に逆流。
昭和10年		○宍道湖が塩水となり農業用水として使えなくなる。
昭和29年	6月	○島根県が「斐伊川・宍道湖・中海総合開発計画」を策定。 <内容> ・宍道湖、中海10,000haの干拓と干拓・既耕地の用水不足解消
昭和38年	4月	○国営中海土地改良事業に着手。
昭和44年	2月	○国から「新規開田抑制」の通達が出される。
昭和59年	5月	○国が事業計画の変更。(第1回) <変更内容> ①開田抑制に伴い水田から畑の整備に変更 ②淡水化受益地の見直し
昭和63年	7月	○国は、島根県・鳥取県からの意見を受け「当分の間淡水化の試行を延期する」ことを決定。
平成元年	3月	○揖屋工区(松江市、東出雲町)、安来工区(安来市)が完了。 (鳥取県は、弓浜工区が完了)
平成4年	5月	○島根、鳥取県知事と国において「本庄工区に関する協定書」を締結。 <内容> ・干拓に関する工事を5年間延期
平成8年	10月	○国の中海干拓事務所を閉鎖。
	3月	○島根県知事が国に「全面干拓農業利用」として本庄工区の工事再開を要請。
.		
.		この間、宍道湖、中海及びその周辺の環境や資源への影響、水産振興についての調査を実施
.		
平成12年	4月	○本庄工区検討委員会が3つの利用案を国へ提出。 <利用案> 1 全面干拓案 2 干拓しない案 3 部分干拓案
	8月	○知事が県議会において、「干拓工事を当分の間延期することが適当である」との方針を示す。
	8月	○与党3党が「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」を発表。(本庄工区干拓事業の中止を盛り込む)
	9月	○本庄工区の干拓中止が決定。
平成14年	12月	○宍道湖・中海の淡水化中止が決定。
平成15年	4月	○国が中海干拓建設事業所を八束町に開設。
平成16年	12月	○島根・鳥取県知事の会談で中海に係る課題について大筋で合意。 <内容> ①森山堤の一部開削を「中海協議会」で協議 ②両県負担(事業費の10%)については基本は属地 ③大橋川改修は、「中海協議会」で堤防開削問題が解決した段階で鳥取県が同意
平成17年	1月	○国が事業計画を変更。(第2回) <変更内容> ①干拓地内へのため池新設 ②本庄工区干拓の中止 ③淡水化施設、用排水機場の廃止他
	10月	○国が(漁業振興のため)森山堤防を開削、架橋することを表明。
	11月	○中海・宍道湖がラムサール条約締結に登録される。
平成21年	5月	○森山堤防開削・架橋等完了。
平成26年	3月	○国営中海土地改良事業完了。

